

早稲田大学審査学位論文
博士（人間科学）
概要書

共感性に関する認知行動療法的介入が
性加害経験者の性犯罪行動リスクに及ぼす影響

The influence of empathy-based cognitive behavioral therapy
on the risk of reoffending among sex offenders

2017年1月

早稲田大学大学院 人間科学研究科
野村 和孝
NOMURA, Kazutaka

研究指導教員： 嶋田 洋徳 教授

性犯罪をした者（以下、性加害経験者とする）を対象とした共感性に関する心理学的介入の精緻化は、臨床心理学における重要な課題である。本博士学位論文は、性犯罪行動リスクの減弱をもたらすと考えられてきた被害者の心情理解を主とした取り組みについて、被害者共感性介入が性犯罪行動リスクに及ぼす影響性として認知行動療法の観点から実証的に検討するものである。本博士学位論文は全8章から構成されている。

第1章では、性犯罪再犯防止に関する先行研究の動向について、メタ分析を用いた検討を行った。その結果、性加害経験者の性犯罪再犯防止を目的とした場合においては、生活全般の改善を目的とした取り組みと比較して、性犯罪行動リスクの減弱に焦点化した取り組みが高い再犯防止効果を有することが示された。さらに、性犯罪行動リスクの減弱に焦点化した取り組みの現状と課題について概観したところ、被害者の心情理解を主とした取り組みの精緻化が課題であることが示唆された。被害者の心情理解を主とした取り組みは、「誰しものが被害者の痛みを実感する」ことが当たり前であり、それができないことこそが性犯罪行動リスクであるとされ、国内外において広く実施されてきた。一方で、このような被害者の心情理解を主とした取り組みが、性犯罪行動リスクの減弱効果を有するとする実証的な研究知見は見受けられず、場合によっては性犯罪行動リスクを増大させてしまうという指摘さえあるにもかかわらず、臨床現場において経験的に行われ続けてきた現状にある。

そこで本章では、このような被害者の心情理解を主とした取り組みの精緻化を目的に、性犯罪被害場面に対する性加害経験者の場面特異的な共感的反応プロセスを検討すること、共感的反応プロセスにおいて妨害的に機能している感情反応への対処を検討すること、そしてそれらを踏まえた心理学的介入手続きが性犯罪行動リスクに及ぼす影響について検討することが重要であることが提起された。

第2章では、第1章において挙げられた課題を踏まえて、以下に示す5点の検討課題が整理された。すなわち、(a) 場面特異的な側面に焦点をあてることによって性加害経験者の共感的反応プロセスの特徴を明らかにする必要がある、(b) 場面特異的な側面に焦点化した共感的反応プロセスの特徴に基づく被害者共感性介入の検討が必要である、(c) 共感的反応プロセスにおいて妨害的に機能している感情反応への対処を検討する必要がある、(d) わが国の現状にあわせた性犯罪行動リスクの測定ツールの開発が必要である、(e) 共感的反応プロセスの特徴と妨害要因としての感情反応を踏まえた認知行動療法的介入について性犯罪行動リスクの評価を用いた検討を行う必要がある、といった5点であった。これらの検討課題を解決することを本研究の目的として、解決することの臨床心理学的意義（性犯罪行動が生じしやすい生活環境にある性加害経験者への対策など）と研究の構成が示された。

第3章では、(a) の検討課題を解決するために、「場面特異的な共感的反応プロセス」を適切に測定することが可能な「性犯罪被害に対する共感的反応尺度」の作成と性犯罪被害場面における性加害経験者の共感的反応プロセスの特徴について検討が行われた。第1節において、わが国の性犯罪被害に対する共感的反応の測定方法の問題について整理がなされ、本章の検討課題が述べられた。第2節では、質問紙調査法を用いて「性犯罪被害に対する共感的反応尺度」の信頼性と妥当性の検討が行われた（研究2-1）。研究2-1の結果、性犯罪被害に対する共感的反応尺度は、強姦被害と小児わいせつ被害を対象に同様の形式で作成されたVictim Empathy Response Assessment (Young et al., 2008) とほぼ同様の因子構造を有することが示唆され、また、十分な内的整合性と併存的妥当性を有することが確認された。続く第3節では、質問紙調査法を用いて、性犯罪被害に対する性加害経験者の共感的反応プロセスについて記述的検討が行われた（研究2-2）。研究2-2の結果、性犯罪経験の有無、および犯罪経験の有無にかかわらず、成人男性は、女性の被害場面に対して被害者視点を取り難い傾向にあること、そして性加害経験者は自身の性犯罪行動に類似した性犯罪被害場面に対して快感情反応を示すことが明らかとなった。以上の結果を踏まえ本章のまとめでは、場面特異的な側面に焦点化した性加害経験者の共感的反応プロセスの特徴を踏まえた心理学的介入の確立には、未学習である被害者視点の獲得手続きが共感的反応プロセスに及ぼす影響を検討すること、そして共感的反応プロセスを妨害しうる快感情反応への心理学的介入技法を検討することの重要性が述べられた。

第4章では、(b) の検討課題を解決するために、第3章で示された知見を踏まえ、性加害経験者を対象として被害者共感性介入が性加害経験者の共感的反応プロセスに及ぼす影響について検討を行っ

た。まず第1節において、性加害経験者の共感性をターゲットとした先行研究が概観され、行動の制御の観点に基づき視点取得と感情反応を捉え、それらを性犯罪行動の抑止と関係づけることの重要性が述べられた。その上で、第2節では、性加害経験者を対象として被害者共感性介入を実施し、性犯罪行動が生起する「直前の状況」からの回避方法の検討を促すリラプス・プリベンション介入を比較対照群として、共感的反応プロセスに及ぼす影響についての検討がなされた（研究3）。研究3の結果、被害者共感性介入が共感的反応プロセスに及ぼす影響は確認されなかった。この結果を踏まえ本章のまとめとして、第3章において示された快感情反応の高さが妨害的に機能した可能性が示唆され、それらの影響性の減弱を狙いとした心理学的介入技法を組み合わせることの重要性が述べられた。

第5章では、(c)の検討課題を解決するために、第3章、第4章で示された知見を踏まえ、性犯罪被害に対する共感的反応プロセスを妨害しうる感情反応への心理学的介入技法について検討を行った。まず、第1節において、共感的反応プロセスを妨害しうる感情反応の形成過程について概観し、感情反応は反復的な問題行動によって学習された反応であり、様々な嗜癖行動に共通して生じる課題であることが述べられた。その上で、第2節では、嗜癖行動の生起を引き起こしうる反応としての感情反応を強固に学習していることが想定される者として頻回な覚せい剤使用が原因で累犯刑務所に収容されている者を対象に、再犯防止の取り組みに一般的に用いられているリラプス・プリベンション介入が感情反応に及ぼす影響について検討が行われた（研究4-1）。研究4-1の結果、リラプス・プリベンション介入は感情反応に影響を及ぼさないことが確認された。そのため、第3節では、感情反応への対処方略としてマインドフルネス方略を採用し、リラプス・プリベンション介入との比較検討が行われた（研究4-2）。研究4-2の結果、マインドフルネス方略が感情反応への対処方略になることが示された。そこで本章のまとめとして、マインドフルネス方略を用いることによって、共感的反応プロセスを妨害しうる感情反応の影響性を減弱することが期待されることが論じられた。

第6章では、(d)の検討課題を解決するために、わが国の現状にあわせた性犯罪行動リスクの測定ツールとして公共交通機関内痴漢行動をターゲットとしたSingle-Target Implicit Association Test（以下、ST-IATとする）の開発を行った。第1節では、性犯罪行動リスクの測定ツールについて概観され、認知課題が対象者の意図的な回答を極力さける方法であることを踏まえST-IATを採用することの必然性が述べられた。その上で、第2節では、公共交通機関内痴漢行動をターゲットとしたST-IATの開発の検討が行われた（研究5）。研究5の結果、本研究において開発したST-IATによって、性加害経験者の性犯罪行動リスクの測定が可能であることが示された。この結果を踏まえ本章のまとめでは、ST-IATが性犯罪行動リスクの測定ツールとして有用であることが論じられた。

第7章では、(e)の検討課題を解決するために、第3章から第6章の知見を踏まえ、被害者共感性介入と共感的反応プロセスを妨害しうる感情反応への心理学的介入が性犯罪行動リスクに及ぼす影響について検討を行った。第1節では、共感性に関する心理学的介入が性犯罪行動リスクに及ぼす影響性について直接的に検討することの重要性が述べられた。そこで、第2節では、知見の一般化に向けた予備的な検討として2例を対象とした実験的検討を行った（研究6）。研究6の結果、共感的反応プロセスの変化にかかわらず、被害者共感性介入によって性犯罪行動リスクが増大し、感情反応への心理学的介入によって性犯罪行動リスクが減弱することが示された。そのため本章のまとめでは、被害者について検討させる手続きをとる場合には、感情反応への対処が必要であることが述べられた。

第8章では、本研究で得られた結果に対して、総合的な考察が行われた。まず、第1節では、本研究の結果が整理され、第2節では、本研究で得られた知見について司法矯正領域における取り組みとの対応関係が論じられた。第3節では、本研究の臨床的示唆と今後の課題として、第7章で得られた知見は、2例を対象とした予備的な検討にとどまるため、一般化に向けた比較対照試験の実施が今後の課題であることが述べられた。最後に第4節では、本博士学位論文は、経験的に行われてきた従来の取り組みに対して心理学的観点から実証的検討を行った点において人間科学に寄与するものであること、また、他の隣接の学問領域における同様の測定課題を用いた研究データとの相互理解と新たな研究の着眼点の立案に資するといった点において人間科学に貢献するものであることが述べられた。

以上